平成２６年（フ）第２４号
鳥取県鳥取市湖山町東１丁目719番地、旧住所鳥取県鳥取市安長315番地６
債務者　大高　淑男
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本美恵子
4　破産債権の届出期間　平成26年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１６号
鳥取県鳥取市桶屋町20番地
債務者　勝原　恵子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　道上　昭夫
4　破産債権の届出期間　平成26年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３０号
滋賀県東近江市宮川町691番地176、前住所滋賀県近江八幡市西生来町1462番地
債務者　川村　文雄
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐武　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１３１号
滋賀県東近江市宮川町691番地176、前住所滋賀県近江八幡市西生来町1462番地
債務者　川村　生男
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐武　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１７３号
高知市北秦泉寺290番地１　コーポ北秦303号
債務者　片岡　佳子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西森やよい
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６３２号
宮城県塩竈市字庚塚302番地１
債務者　江渕　克美
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　梓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２６１号
山梨県中央市木原1094番地２
債務者　切刀　剛
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長田　清明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
三重県四日市市笹川９丁目７番地１　公団22―103、前住所三重県亀山市井田川町４番地
債務者　國分　房子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　英介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５９号
三重県四日市市笹川９丁目７番地１　公団22―103、前住所三重県亀山市井田川町４番地
債務者　國分　宏樹
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　英介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３２８号
滋賀県草津市矢橋町1956番地２、前住所滋賀県草津市笠山３丁目14番６号
債務者　笹下　則雄
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９１号
愛媛県松山市福角町甲1584番地の14
債務者　山口　清馬
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　薦田　伸夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４４８号
埼玉県ふじみ野市亀久保1217番地
債務者　大場　亮一
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１０５２号
京都市南区唐橋赤金町31番地　東英風荘１号
債務者　岡根　幸夫
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河原壽貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４５１２号
大阪府八尾市南本町８丁目３―43、住民票上の住所大阪府東大阪市衣摺４丁目12番28号
債務者　田代　昌徳
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角野　佑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１１号
和歌山市東田中282番地の１
債務者　飯田　光晴
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重藤　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３１２号
和歌山県岩出市曽屋８番地の19
債務者　飯田　光枝
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重藤　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係